



法 令

最近内務省ニ於ケル路政關係行政處分例

M O 生

◎内務省告示第四百八十八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
昭和十三年十一月二十八日

内務大臣 末 次 信 正 昭和十三年十二月十日

◎内務省告示第五百三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ
シ

内務大臣 末 次 信 正

路線名 區 間 工事終了ノ期日

三重縣三重郡羽津村地内 昭和十三年十一月二十八日

五 號

自青森縣南津輕郡藤崎町
至同縣同郡富木館村

昭和十三年十二月十日

◎ 土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
廣島	廣島縣知事	河川改修	廣島縣廣島市仁保町、東雲町、安藝郡府中町地内	一一、一七
栃木	栃木縣知事	河川改修	栃木縣栃木市栃木城内、沼和田町、下都賀郡瑞穂村地内	一一、一八
長野	長野縣知事	道路改築	長野縣上水内郡高岡村地内	"
北海道	千葉縣	港灣修築	福岡縣戸畠市大字戸畠字河畔島地内	一一、一九
兵庫	内務大臣	用水路新設	千葉縣長生郡八穂村地内	"
群馬	阪神電氣鐵道株式會社	電氣裝置	北海道虻田郡俱知安町、狩太村地内	"
福岡	福岡縣知事	軌道敷設	兵庫縣尼崎市梶ヶ島地内	一一、二一
内務大臣	河川改修	群馬縣群馬郡東郷村、箕輪地内	"	一一、二二
鳥取縣知事	溜池並用水路新設	福岡縣三池郡銀水村地内	"	"
愛媛縣知事	道路改築	廣島縣吳市吉浦町地内	一一、二八	"
長崎	長崎縣長崎市上野町、大原町地内	鳥取縣米子市東福原、西福原、兩三柳地 愛媛縣新居濱市金子地内	"	一二、一〇
	學校建設並道路附替			

法

令

三一七、〇〇〇	道 路 改 修 費
六七、四〇〇	河 川 治 水 事 業 負 擔 金
四、五〇〇	縣 南 水 道 分 賦 金
一、四〇〇	"
五二、〇〇〇	三 角 港 修 築 費 納 付 金
二九、八〇〇	港 湾 修 築 費 負 擔 金
一一、三〇〇	森 林 治 水 事 業 費
八七、五〇〇	港 湾 埋 立 費
五八、四〇〇	農 業 土 木 諸 費
二四、二〇〇	橋 梁 費
八〇〇、一〇〇	河 川 改 修 費
七、三〇〇	道 路 改 修 費 寄 附 金
一七、九〇〇	縣 南 水 道 分 賦 金
九〇、〇〇〇	港 湾 修 築 費
二四六、五〇〇	道 路 改 修 費
一、三〇〇	河 川 改 修 費 負 擔 金
二九九、〇〇〇	災 害 復 舊 土 木 費
二八、〇〇〇	港 湾 修 築 費 負 擔 金
二六、〇〇〇	道 路 改 修 費 負 擔 金
五六〇、〇〇〇	災 害 土 木 費

千 塙 與 六 熊 郡 長 德 香 茂 東 防 大 富 國 茨 白

城 城 牯 本 中 野 川 島 本 申 野 葉 玉 野 申

縣 縣 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町

一
二
三

大 石 埼 東 愛 埼
分 川 玉 京 媛 玉
縣 縣 縣 縣 縣 縣 總 縣

河川改修費
農業土木費
道路鋪裝費負擔金
上水道事業費
萬世川改修費負擔金
農業土木諸費
道路橋梁費
東北振興土木費
災害復舊土木費
道路改修費負擔金
下水道事業費
河川改修費負擔金
砂防費及國市納付金
廣瀬川改修費
東北振興道路改修費
河濱修築費
砂防工事費
水道費舊債借替
河濱修築費寄附金

法

一

河川改修費寄附金	一、二九、〇〇〇
橋梁改修費	六六、六〇〇
失業應急下水道費	一二三、七〇〇
都市計畫街路事業費	二七、〇〇〇
府縣道改良事業費	二九、〇〇〇
災害復舊事業費	一〇六、五〇〇
漁港修築費	一〇、〇〇〇
都市計畫街路事業費	三〇、〇〇〇
河川改修費	四六、〇〇〇
河川災害復舊費負擔金	二五、〇〇〇
河川災害復舊費負擔金	一二、三〇〇
河川改修費寄附金	一八、四〇〇
道路改修費寄附金	一二、二〇〇
河川改修費寄附金	一、一、二〇〇
三國港費築費	一、二、八〇〇
港灣修築費寄附金	八、五〇〇
河川改修費寄附金	八、〇〇〇
道路改修費寄附金	三、〇〇〇
上水道布設費	四五五、〇〇〇
河川改修費	四一、五〇〇

二五

二、九〇〇	道路改修費ニ伴フ上地購入費	東瀧澤村	秋田縣
一二、三〇〇	都市計畫街路事業費	新湊町	富山縣
二〇、〇〇〇	河川改修費	福島縣	
七八、〇〇〇	河川改修費	兵庫縣	
五、〇〇〇	"	十日市町	廣島縣

◎軌道法に依る申請に對する處分

宮城縣

秋保電軌 名古屋市營所屬客車譲受使用認可

秋保電氣軌道株式會社並に名古屋市申請に係る乗客の増

加並に現在車輛修理等の場合に於ける豫備車として四輪電動客車二輛を名古屋市より購入せむとするの件は十二月十四日監第八七五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

茨城縣

水濱電車抵當證書記載事項變更認可(第一順位)

水濱電車株式會社申請に係る昭和三年五月十一日監第一

水濱電車元利支拂豫算變更認可(第三順位)

水濱電車株式會社申請に係る昭和八年二月二十八日監第

四二〇號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入たる壹百九拾萬圓の元利償還期限を昭和十三年九月三十日迄延期せむとするの件は十一月二十九日監第八四五二號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

水濱電車元利支拂豫算變更認可(第二順位)

水濱電車株式會社申請に係る昭和四年五月二十七日監第一七〇〇號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入たる貳拾萬圓の元利償還期限を昭和十三年九月三十日迄延期せむとするの件は十一月二十九日監第八四五三號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

四一二二號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入
たる五萬圓の元利償還期限を昭和十三年九月三十日迄延期
せむとするの件は十一月二十九日監第八四五四號を以て内
務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

東京府

東京市營 電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る自新橋驛北口至田村町一丁目間は高速
鐵道工事施行の處軌道假線工事施行に當り歸線設備を完了
せるを以て運轉能率増進の爲め架空單線式運轉を實施せむ
とするの件は十二月十三日監第八七五四四號を以て内務、鐵
道兩大臣より認可ありたり。

東京市營 電車信號裝置變更認可並軌道運轉

信號保安規程例外取扱許可

東京市申請に係る小石川區春日町交叉點に一般交通用色
燈式信號機設置に伴ひ電車信號中交叉信號を廢止し橙黃色
矢印信號燈に依る分歧信號機を設置せむとし、右信號は軌
道運轉信號保安規程の第二十七條及第二十八條に抵觸する
とするの件は十二月十三日監第八七五四四號を以て内務、鐵
道兩大臣より認可ありたり。

東京市營 電車信號裝置變更認可並軌道運轉

信號保安規程例外取扱許可

東京市申請に係る松住町及駒込車庫前分岐點に於ける二
位色燈式の電車信號は一般交通整理信號と誤認せられるこ
と多く交通の不便不尠るを以て電車信號の二位色燈式を橙
黃色矢印燈の點滅に代へ交通の圓滑を企圖せむとし右は軌
道運轉信號保安規程第二十七條及第二十八條に抵觸するを
以て之が例外取扱と爲さむとするの件は十一月三十日監第

八二七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可あ
りたり。

東京市營 工事方法變更認可

東京市申請に係る角筈一丁目先は東京府施行の都市計畫
街路工事の爲踏切道の擴大及電線路支持柱の移轉（四本の
内一本東電の混凝土柱を共用）及電流の絕緣裝置を特殊設
計と爲さむとするの件は十一月二十六日監第八四〇四號を
以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

八四八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

東京地下鐵 東京市電所屬車輛使用認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る八月三十一日の風水害に依り所有車輛の内乾燥修理を要するもの有之に付東京市電所屬車輛を五輛借り契約締結の日より一週間使用せむとするの件は十一月三十日監第八五〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京横濱電鐵 工事方法變更認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る玉川線三軒茶屋停留場附近は東京市施行の都市計畫街路工事の爲め電車柱に支障を生じたるを以て之が移設及び撤去し信號機位置を變更せむとするの件は十一月十六日監第八三五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京濱電鐵 棚橋工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點九糠〇三二一所在の溝橋鋼桁は在來は二徑間なる處耕地整理の結果溝幅半

減したる爲一徑間に變更せむとするの件は十一月三十日監第八四八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

溫泉電軌 橋梁所定動荷重變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る地方鐵道所屬車輛の乘入に伴ひ宇和野、新動橋間の軌道の所定動荷重を變更せむとするの件は十一月十六日監第八二五八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

溫泉電軌 地方鐵道線所屬車輛を軌道線に乘

入運轉認可並車體外有效幅員特別設計許可

溫泉電軌株式會社申請に係る地方鐵道線は軌道線に連絡し居り之れに直通せしむるは乗客の利便、及び運輸の圓滑を期するもの多き爲鐵道線所屬電動ボギー客車二輛乘入運轉せむとするの件並に本客車の乘入に伴ひ山中、大聖寺間

一糠四八五米の併用區間の所は車輛の最大幅員が二米五一四なる爲軌道建設規程第九條に抵觸するを以て特別設計と

爲さむとするの件は十一月十六日監第八二五七號を以て内務鐵道兩大臣より認可並に許可ありたり。

温泉電軌 鐵道線所屬車輛を軌道線に乗入運

轉認可

温泉電軌株式會社申請に係る地方鐵道線河南、栗津溫泉間所屬電動客車四輛有蓋貨車四輛を山中、新大聖寺間宇和野、新動橋間栗津溫泉、新栗津間に隨時乗入運轉せむとするの件は十一月十六日監第八一九一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

上田溫電 上田原青木間軌道營業廢止實施に付官報

公告

七月七日監第六三二一號を以て上田溫泉電軌株式會社の自上田原至青木間軌道營業廢止に因る官報掲載は十一月十七日監第八一五五號を以て官報に公告せられたり。

官報掲載

軌道營業廢止 昭和十三年七月七日上田溫泉電軌株式會

社に對し自上田原至青木間軌道運輸營業廢止を許可したるに七月二十五日實施の旨届出ありたり。

(内務省)

上田溫電 車輛設計變更認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る車輛の運轉速度の昂上を計る爲軌道運轉信號保安規程第二十條に依り四輪電動客車七輛及び貨車二輛に尾燈を設置せむとするの件は十一月十三日監第八七五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

上田溫電 停留場保安設備變更認可

上田溫泉電軌株式會社申請に係る城下及上田原停留場に於て自上田原至青木間軌道運輸營業廢止に伴ひ自上田至上田原間に四輪客車を運轉せざる爲配線を變更し信號機及聯動裝置を撤去せむとし下之郷停留場に於て聯動裝置の新設は操車の敏活と安全を計る爲め各停留場内配線及聯動裝置の設計變更を爲さむとするの件は十二月十五日監第八七九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 電氣信號機設置認可並軌道運轉

信號例外取扱許可

名古屋市申請に係る名古屋市新榮町交叉點に於て、信號の確實を期し、電車運轉の安全を圖る爲、從來の手旗信號並に涉線用手動轉轍器の方法を改め、四隅式自動電氣信號機及び電空式自動轉轍器を設置せむとし此れは軌道運轉信號保安規程に抵觸するを以て之が例外取扱と爲さむとする。この件は九月三日監第七一三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可竝に許可ありたり。

名古屋市營 車輪使用區間變更認可

名古屋市申請に係る現在使用中の小型四輪電車三〇輛中一三輛を合併し、舊會社線三線に運轉し車輪輪緣の高さを一二三粁に變更せむとするの件は十二月十三日監第八七五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪電鐵 工事方法變更並假設工事認可

大坂府

大阪市營 軌道工事方法變更認可並停留場特**別設計許可**

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る淀停留場は乗客增加し加ふるに競馬場開設に伴ひ旅客の取扱に支障を來すを以てホーム上屋の改築、線路の移設並に増設、聯動裝置の變更閉塞信號機の變更等を爲さむとするの件は假設物使用期限を昭和十四年四月三十日迄とし十一月二十四日監第八五八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都市營 西大路七條間軌道工事施行認可

京都市申請に係る大正十四年八月二十九日監第一九八四號を以て特許に係る京都市營軌道第三號線中自下京區西七條衣田町二二ノ一至同區吉祥院西ノ庄門口町三三三間延長六七七米に於て軌道工事を施行せむとするの件は昭和十四年一月十四日迄に着手し昭和十四年五月十四日迄に竣工するものとして十二月十五日監第八八〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市申請に係る難波木津線一部街路擴張に伴ひ延長四

四九米九間軌道を擴張し街路の中央に移設、中心間隔を二
米九に縮少、軌道重量を四五噸に、電車線柱を側柱式等に
變更せむとするの件は十一月二十四日監第八五八七號を以
て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 電動客車設計變更認可

大阪市申請に係る流線型低床ボギー式電動客車二十輛に

對し燈火管制用抵抗器及管制スイッチ取付けの爲電動客車

の一部設計變更せむとするの件は十一月三十日監第八五〇
四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 停留場保安設備變更認可並軌道運

轉信號保安規程例外取扱許可

大阪市申請に係る都島守口線中都島本通分歧點に於て電

磁空氣式轉轍器轉換装置を設置せむとするの件並に本件は
運轉轉換装置に設置せむとし之は軌道運轉信號保安規程に
抵觸するも本規定の例外取扱と爲さむとするの件は十一月

三十日監第八五〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並

に許可ありたり。

大阪市營 (高速軌道) 停留場設計變更認可

大阪市申請に係る難波、天王寺間開通に伴ひ難波停留場
は中間停留場と爲りたるを以て交叉直線を八番直線に變更
し之に關聯する信號設備をも變更せむとするの件は十二月
十二日監第八五五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あ
りたり。

大阪市營 (高速軌道) 車輛設計變更認可

大阪市申請に係る高速電氣軌道用電動客車一〇〇型及二
〇〇型車輛二十三輛に對し案内用擴聲裝置を設置せむとす
るの件は十二月十四日監第八七五三號を以て内務、鐵道兩
大臣より認可ありたり。

大阪電軌 停留場工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る櫻井線山本停留場構内
第四番線は現在急行列車通過專用線なるも今般運轉速度、
度數等の改正に伴ひ普通列車の停車にも供用することゝし
轉轍器及轍又其他停留場に於ける工事方法の一部を變更せ

むとするの件は十二月十四日監第八七三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電鐵 橋梁工事方法變更認可

大阪電軌 停留場假保安設備を本設計に變更並假保安設備使用期限延期認可並

信號保安規程例外取扱許可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る櫻井線山本停留場信號

保安設備は昨年十一月焼失に因り目下假設備を施もあるも

之を本設備に變更し尙本工事竣工する迄右假設備の使用期

限を延期し尙本設備は軌道運轉信號保安規程第三十二條に

抵觸するを以て之が例外取扱と爲さむとするの件は十二月

十四日監第八七三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並

に許可ありたり。

京阪電鐵 車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪線五〇〇號型電動客車二十二輛の貫通裝置、引戸開閉機、前照燈等の一部を

設計變更せむとするの件は十二月十四日監第八七三九號を

以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る自兵庫至大開通間併用軌道に於て神戸市の水道工事に伴ひ現在の溝橋工形鋼桁を鐵筋コンクリート床版桁に變更せむとするの件は十一月十六日監第八一九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

大阪電軌 西大寺間に奈良電鐵所屬特別設計

車輛直通運轉許可

大阪電氣軌道株式會社並に奈良電氣鐵道株式會社申請に係る大阪電軌線自西大寺至奈良間に奈良電鐵所屬車輛を乗

入せむとするも自油阪至奈良間の併用區間は僅に三〇〇米に過ぎざるを以て救助器撤廃のものを直通運轉せむとするの件に十二月十四日監第八六七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州鐵道 停留場假保安設備使用期限延期認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福間軌道中久留米及花畠兩停留場の假保安設備は柳河津、福岡間の複線工事は時局に鑑み一時施行見合せるを以て該工事完成する迄延期せむとするは假保安設備使用期間を昭和十五年九月二十日迄とし十一月二十九日監第八六六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電軌 橋梁設計變更並假設工事認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る門司黑崎間線路の内八幡市地内橋梁は軌條及びコンクリート床版磨耗、破損甚しき爲在來鋼工形桁を撤去し鐵筋コンクリート床版を設け砂利道床を有する軌道に變更するものとし橋上路面は花崗石板石を以て敷石鋪裝とせむとするの件は十二月三日監第八五九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福博電車 工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内舊柳町、幾世町間既設五一莊溝型軌條は磨損の爲「ハイティイ」型四五莊軌

條と交換敷設工事施行せむとするの件は十二月二日監第八五五三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兩筑產業 軌道運輸營業廢止許可

兩筑產業株式會社申請に係る自朝倉郡甘木町至同郡秋月町周五・九杆は自動車の發達に伴ひ營業不振にして將來收支の見込なきに付き軌道營業を廢止せむとするの件は十二月十四日監第八四〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

熊本縣

**菊池電軌 拙證書記載事項
元利支拂豫算 變更認可(第一順位)**

菊池電氣軌道株式會社申請に係る昭和三年六月二十七日監第二〇七一號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入たる九十三萬圓の元利償還を昭和十四年七月十五日迄に變更せむとするの件は十一月十九日監第八二七二號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

**菊池電軌 拙證書記載事項
元利支拂豫算 變更認可(第二順位)**

菊池電氣軌道株式會社申請に係る昭和四年四月十二日監

第二〇八四號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入たる十四萬五千圓の元利償還を昭和十四年七月十五日迄に變更せむとするの件は十一月十九日監第八二七三號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

菊池電軌 元利償還書記載要項 變更認可(第三順位)

菊池電氣軌道株式會社申請に係る昭和十一年四月七日監第八四七號認可を以て債權者株式會社日本興業銀行より借入たる四萬九千圓の元利償還を昭和十六年一月十五日迄に變更せむとするの件は十一月十九日監第八二七四號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

熊本市營 工事方法變更認可

熊本市申請に係る自熊本市本莊町大字居屋敷一八七至同市春竹町大字春竹九八四間は從來砂利敷工法なりし處今回縣當局に於て路面鋪裝せらるゝに付之と同時に軌道敷内も鋪裝せむとするの件は十一月三十日監第八五四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

辰野隆氏は日本の全體主義について次の如く述べて居る
 「自由主義は共産主義の溫床なりといふ、果して然るか、個人と全體との關係に於て自由主義はもと個人主義に立脚するに反して共産主義こそ寧る國家社會主義やファシズムと併に全體主義の側に立つものではないのか。されば政治外交の方便論は暫らく置いて、純理としては、自由主義は畢竟個人主義の異名にして特に緊密なる團結を前提とする非常時統制の障礙なるが故に之を排除すべしと主張するのが正當であらう。單に全體主義の國家と云はば獨逸や伊太利は勿論、ソ聯と雖も亦然ざらんや日本の全體は此等の邦とは全く選り異にある國體と國民性との上に築かれねばならぬ自由主義を共産主義の溫床なりとする理論は獨逸的伊太利的政治論にして眞の日本的の根據を欠いて居る云々」